

令和3年度

可児市いじめ防止専門委員会活動状況等報告書

令和4年4月21日

令和4年4月21日

可児市長 富田 成輝 様

可児市いじめ防止専門委員会

委員長 橋本 治

令和3年度可児市いじめ防止専門委員会の活動状況等について(報告)

可児市子どものいじめの防止に関する条例(平成24年条例第23号)第18条第1項に基づき、次のとおり令和3年度の活動状況等を報告します。

【内訳】

1. 令和3年度 可児市いじめ防止専門委員会活動報告
2. 令和3年度 可児市いじめ防止専門委員会活動の成果と課題
3. 令和4年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

資料 いじめ防止専門委員会各委員からの寄稿

令和3年度 可児市いじめ防止専門委員会活動報告

令和4年4月21日

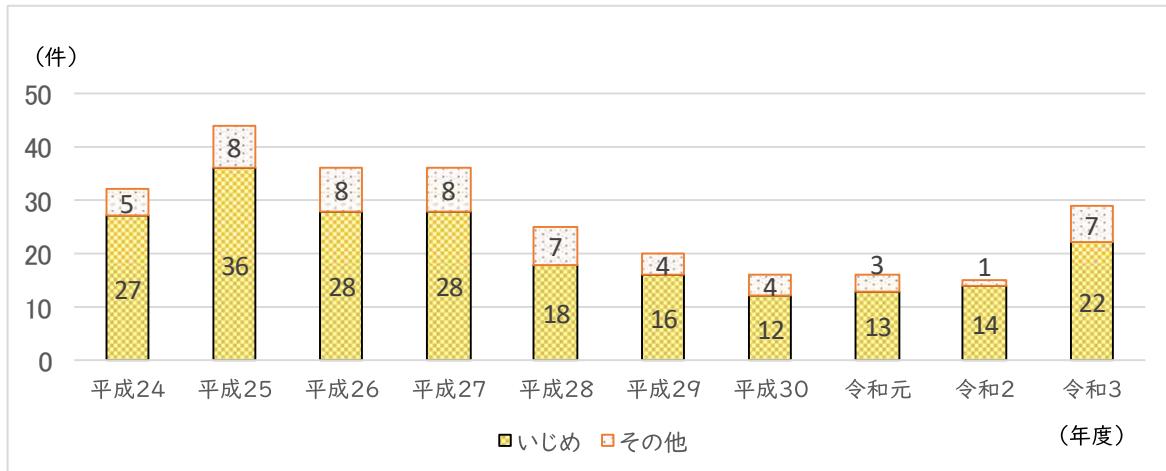
I いじめ相談等の受付、調査及び調整等の状況

1. 概況

- ・新規に受け付けたいじめ相談（通報を含む。以下同じ。）22件、その他の相談7件、計29件のほか、前年度から継続するいじめ相談13件、その他の相談2件、計15件、合計44件の事案に対応した。
- ・平成24年度から行っているいじめ相談の新規受付件数は、平成25年度をピークに減少傾向が続いてきたが、令和3年度は大きく増加した。

いじめ相談等新規受付件数の推移 (件)

年 度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
いじめ	27	36	28	28	18	16	12	13	14	22
その他	5	8	8	8	7	4	4	3	1	7
計	32	44	36	36	25	20	16	16	15	29



(1) いじめ相談

いじめが解消している（いじめにかかる行為が止み、かつ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない）ことを終結の目安とし、必要に応じて他の事情も考慮して判断している。

<新規分>

- ・いじめ相談22件のうち上記に該当する3件を終結とした。
- ・当事者である子ども本人からの相談は1件（前年度3件）、当事者ではない子ども（傍観者）からの相談は1件（前年度なし）であった。2件とも、小中学校に掲示したいじめ防止の啓発ポスターや児童生徒に配付したチラシに付けた専門委員会への相談手紙用紙を使ったものであった。

<継続分>

- ・いじめは解消しているが、主に子ども本人やその家庭環境等の要因で、安定した登校や学校

生活に至っていないため、継続的に支援や状況確認を行ってきた。継続いじめ相談13件のうち8件を終結とした。

(2) その他の相談

<新規分>

- ・その他の相談7件のうち5件は、いじめには至っていないが、今後いじめになっていく可能性が高い「いじめの前段階」にある事案として、専門委員会と学校との共有ケースとなった。

<継続分>

- ・状況確認等を行ってきたその他の相談2件は、すべて終結とした。

(3) 次年度への継続

- ・終結に至らなかった新規のいじめ相談19件、その他相談7件、前年度から継続のいじめ相談5件、合計31件は、次年度も継続して支援や状況確認を行う。

令和3年度相談経路別受付状況

(件)

経路別 問題別	子ども本人	保護者				きょうだい	子どもの友人	市		児童施設		児童委員	警察署	保健所及び医療機関		学校等				親戚	近隣・知人	市民	その他	計	終結	継続中のケース	
		父親	母親	祖父母	その他			福祉事務所(こども課)	くられよん(こども課)	発達支援センター	保健センター			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会・研究所	学校との共有ケース								
いじめ	1	9			1	1												6	3	1		22 (13)	3 (8)	19 (5)			
その他	不登校																					0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	その他	1	1																5				7 (2)	0 (2)	7 (0)		
計	2	0	10	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	3	1	0	0	29 (15)	3 (10)	26 (5)	

(注) ()内は前年度からの継続外数

令和3年度いじめ相談種類別・年齢別受付状況

(件)

年齢別			未就学児童	小学校1年	小学校2年	小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学1年	中学2年	中学3年	16歳以上	不明	計	終結	継続中					
相談種類別																						
いじめ	物理的	暴力(ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする)				1	1										2	1	1			
		嫌なこと等をされる・無理強い(嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする)				1		1		1			1				4	0	4			
		持ち物にいたずら・金品の要求(金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする／金品をたかられる)									1						1	0	1			
		心理的	悪口・からかい・脅し文句(冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる)						1	1		1	2		1		6	1	5			
			仲間はずれ・無視(仲間はずれ、集団による無視をされる)								1			1			2	1	1			
			ネットいじめ(パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる)														0	0	0			
			いじめその他(上記に当てはまらないもの)				1					1	3	1	1			7	0	7		
その他	不登校																0	0	0			
	その他							1	2	2	1		1				7	0	7			
計				1	2	1	3	3	4	7	3	3	2	0	0	29	3	26				

2. 特徴

減少傾向が続いてきた相談件数が令和3年度に大きく増加した主な要因は、専門委員会と学校との共有ケースの増加（純増3件）、事実を確認できない連続相談（9件）である。これらを除くと、ここ数年の相談件数は横ばいである。

専門委員会委員や事務局職員は、コロナ禍においても定期的に学校訪問または電話でのヒヤリングを行っており、学校が対応中のいじめ事案や今後いじめにつながる可能性がある事案について、情報共有や意見交換を行ってきた。また、具体的な相談に至らないまでも、インスタグラム等のSNS、オンラインゲームの課金やチャットをめぐるトラブル事案、小学生のときのトラブルや人間関係が中学生になっても尾を引いている事案などについても話題となった。

各学校においては、児童生徒アンケートや個人懇談などを活用して、早期にいじめを把握し、解消に向けて組織的に対応されている様子が伺われた。また、いじめ防止の啓発では、本市で初めて岐阜県弁護士会による「いじめ予防授業」を行った学校もあり、ソーシャルスキルトレーニング等と合わせて、いじめ防止に資するさまざまな取り組みが行われていた。こうした学校の取り組みの積み重ねが、専門委員会への相談・訴えの減少・横ばい傾向が続いている一因と考える。

(1) 専門委員会と学校との共有ケース(令和2年度から取り組み)の増加

- ・いじめの事実確認や当事者への指導が難しいなど早期に解決できず問題が長引いている事案、発達障がいなど当事者の発達の特性などにより重大化する恐れがある事案などについて、学校との協議により新たに11件を共有ケースとした。
- ・11件のうち、加害側の子どもを当事者とするケースは10件で、これまで課題として挙げてきた「いじめをしたとされる子どもの置かれた背景に配慮した加害者側へのケア・支援を継続していく」ことにつなげた。また、そのうち5件は、専門委員会委員が学校を訪問して様子を見た子どもの状況から、いじめには至っていない「いじめの前段階」であるが、未然防止を図るため、その他の相談事案として取り上げた。(参考:令和2年度 学校との共有ケース8件のうち加害側を当事者とするもの1件／「いじめの前段階」のものなし)

(2) 発達の特性等が背景にある相談

- ・感情コントロールがうまくできない、過敏でいろんなことが気になる、人間関係をうまく築けないなど、当事者の発達の特性等の要因が背景にあるいじめ事案やいじめになる前段階の事案が多く見られた。
- ・各学校では、関係する子どもの発達の特性等を理解して教職員が対応すること、教職員と保護者とが共通認識を持って子どもに関わること、クラスなど周りにいる子どもたちの理解を高めること等に取り組まれ、いじめやトラブルの重大化防止や解消が進んだ事案もあった。

(3) 外国籍の子どもの相談

- ・外国籍の子どもが関わる事案では、ことばの理解が十分でないこと、文化や生活習慣の違いなどが背景にある場合もあり、合わせて発達の特性や学習面の困難さにも配慮した対応が必要となる。
- ・多動で感情コントロールがうまくできず、周りの子どもに暴言や暴力行為があった外国籍の子どものケースでは、複数の教職員がチームで対応し、保護者との定期的な懇談を重ね、保護者と協力して子どもに関わるなど、学校が粘り強く対応された。周りの子どもが成長して関わり方を変えたこと等とも相まって、子ども同士のトラブルが減り、学校が安心して過ごせる場所となつた。

(4) 当事者ではない子どもが関わった相談

- ・当事者ではない子ども（いじめの傍観者）から手紙で直接相談されたものが1件、当事者ではない子どもが自分の保護者に話して保護者から相談されたものが1件あり、学校が認知されていなかつたいじめを把握できた。
- ・いじめの当事者である「いじめられる子・被害者」や「いじめる子・加害者」、周りにいる「観衆」や「傍観者」といったいじめの構図の中で、「傍観者」である子どもの関わりは重要である。

(5) 事実確認ができない連続相談

- ・相談者が自分の連絡先を明らかにされず、いじめの事実を確認できなかった相談が、1月に9件連続してあったが、その後は連絡がない。
- ・いじめの内容があいまいなど、状況が明確ではない相談であったが、通常どおり丁寧に対応し、学校名が分かったものについては問い合わせて、該当する子どもや事案がないことを確認した。

II 会議開催状況

1. 専門委員会会議

次のとおり年6回定例会議を開催し、協議を行った。

区分	ケース対応	学校訪問結果	他の主な協議事項
第1回（56回）5月27日（木）	○	○	・令和3年度活動（日程等）について
第2回（57回）7月29日（木）	○	○	・「可児市いじめ防止基本方針」における3つの指標について
第3回（58回）9月30日（木）	○	○	
第4回（59回）11月25日（木）	○	○	
第5回（60回）1月27日（木）	○	○	・令和4年度活動計画について ・令和4年度会議開催日程について
第6回（61回）3月24日（木）	○	○	・いじめ防止基本方針の改定について ・令和3年度活動状況状況報告について ・令和4年度活動計画について

（注）（ ）内は通算の開催回数

2. いじめ問題対策連絡協議会

新型コロナウイルス感染防止対策のため、各委員への資料送付で会議開催に替えた。

3. 委員と関係者との懇談

【委員の学校訪問】

- ・専門委員会と学校との共有ケースがある学校、その候補となるような対応が難しい事案があると思われる学校に、事務局の定期学校訪問に合わせて委員が訪問し、関係する子どもの状況確認や対応の助言等を行った。
- ・令和元年度までは小中学校を順に回る方式で年5～6校を訪問していたが、令和2年度から上記のように変更し、令和3年度は9校へ延べ18回と訪問回数を増やした。（令和2年度 6校・延べ7回）

令和3年度 委員の学校訪問

(敬称略)

区分	6月	7月	10月	11月	12月	1月	2月
今渡南小学校				橋本		水野	
春里小学校			橋本		橋本		
広見小学校	梶井				梶井		
桜ヶ丘小学校		橋本		橋本			
帝京大学可児小学校					橋本		橋本
蘇南中学校	掛布			掛布			
中部中学校				掛布		掛布	
西可児中学校	掛布		掛布		掛布		
東可児中学校						橋本	

◎訪問委員：橋本委員長、水野副委員長、掛布委員、梶井委員（いずれも事務局が同行）

【尾木直樹特別顧問との懇談】

・7月5日(月)懇談

いじめ防止専門委員会の活動や本市のいじめ防止の取り組みについて、尾木特別顧問と懇談し、意見交換を行った。

III 小中学校への定期学校訪問(教職員と事務局職員との懇談)

次の表のとおり定期的に事務局職員が学校を訪問し、生徒指導関係の教職員と児童生徒の状況や懸案となっているいじめの事案等について、情報共有や意見交換を行った。なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、訪問の代わりに電話で状況を聞くこともあった。

(注) ◎印=委員訪問 ○印=事務局のみ訪問 △印=電話ヒヤリング

区分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
今渡南小学校	△		○		△		◎		◎		
土田小学校		△		△		○		○		△	
帷子小学校		○		△		○		○	△		
春里小学校		○		○		◎		◎		△	
旭小学校	△		○		△		○		○		
東明小学校	○		○		△		○		○		
広見小学校		◎		△		○		◎		△	
南帷子小学校		△		○		○		○		○	
桜ヶ丘小学校	△		◎		△		◎		△		
今渡北小学校	△		○		△		○		△		
兼山小学校	△		○		△		○		△		
帝京大学可児小学校		○						◎		◎	

<中学校は6ページ>

区分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
蘇南中学校		◎		△			◎	○		△	
中部中学校	△		○		△		◎		◎		
西可児中学校		◎		○		◎		◎		△	
東可児中学校	○		○		△		○		◎		
広陵中学校		○		○		○		○		△	
帝京大学可児中学校		○						○			△

(注) ◎印=委員訪問 18回

○印=事務局のみ訪問 37回

△印=電話ヒヤリング 31回

合計 86回

IV 広報・啓発活動

【子ども】

- ・4月 「いじめ防止パンフレット」(小学生用・中学生用／日本語版・ポルトガル語版・フィリピン語版)を市内小中学校の児童生徒に配付(配付時期は各学校による)
- ・6～7月 「いじめ防止ポスター」(専門委員会への相談手紙用紙を配架)を市内小中学校に掲示依頼 ※掲示枚数 各校3枚(令和2年度 各校1枚)
- ・7月 いじめ防止専門委員会相談室等の相談窓口を載せた「相談カード」を市内小中学校・高等学校の児童生徒に配付(配付時期は各学校による)
- ・11月 「いじめ防止チラシ」(専門委員会への相談手紙用紙付き)を市内小中学校の児童生徒に配付(配付時期は各学校による)
- ・1月 「いじめ防止パンフレット」(小学生用・中学生用／日本語版・ポルトガル語版・フィリピン語版)を市内公立小中学校の新1年生に配付(配付時期・方法は各学校による)
※令和2年度 配付なし

【保護者・市民】

- ・通年 i) 広報紙によるいじめ防止協力事業所の活動取組の紹介
ii) いじめ防止協力事業所を訪問しての活動のお願いと情報交換
iii) いじめ防止協力事業所の登録依頼(新規登録2件)
iv) 広報紙、ホームページにいじめ防止関連情報を随時掲載
- ・7月5日(月) 家庭教育学級リーダー研修会(家庭教育学級リーダー・小中学校PTA本部役員を対象)
尾木特別顧問による「尾木ママの子育て相談会」を開催した。後日、相談会の様子を学級リーダー向けにユーチューブで配信したほか、ケーブルテレビ可児の市広報番組でも放送した。

<中止>

7月3日(土) 子育て応援講座

子育て支援者向けに講話「子どもの発達と心理」(講師:水野副委員長)を予定していたが、新型コロナウィルス感染防止対策のため中止した。

令和3年度 いじめ防止専門委員会活動の成果と課題

【成 果】

- (1) 専門委員会と学校との共有ケースによるいじめの解消や重大化防止・未然防止の取り組み
- ・令和2年度に開始した共有ケースの取り組みを継続し、状況に応じて委員が学校を訪問して助言するなど、いじめの解消や重大化防止を図る支援を進めた。また、加害側を当事者とする共有ケースを多く位置付けた。
 - ・学校からいじめになる前の段階の事案として相談や情報提供を受けたもののうち、いじめになっていく可能性が高い事案を共有ケースに位置付け、いじめの未然防止に取り組んだ。
※すべての共有ケース数：令和3年度 11件（うち加害側10件）／令和2年度 8件（うち加害側1件）
うち「いじめの前段階」の共有ケース数：令和3年度 5件（すべて加害側）／令和2年度 なし
 - ※委員の学校訪問数：令和3年度 9校・延べ18回／令和2年度 6校・延べ7回
- (2) 専門委員会の専門性や第三者性を活かした取り組み
- ・当事者の子どもの特性や事案の特徴等に応じて担当委員を決めるケース担当制を継続し、委員の学校訪問のほか、専門委員会会議や担当委員への個別相談を通じて得た助言等を学校や相談者に伝え、それぞれの対応等に役立てられた。
 - ・学校以外の外部の機関に相談したい子どもや保護者等から相談を受け、第三者的立場で当事者・関係者の間に入ることによって、問題解決につなげる取り組みを行った。
 - *学校に状況を確認したり、相談者の思いを伝えたりする。
 - *確認できた状況や学校の対応方針・取り組み内容を相談者に伝える。

【課 題】

- (1) いじめに関する相談の促進
- ・いじめ防止のパンフレットやチラシの配付、ポスターの掲示等により、子どものいじめに関する相談先として、引き続き専門委員会を周知する必要がある。
 - ・委員による学校での講話、弁護士会によるいじめ予防授業の紹介など、学校の求めに応じながら連携して、いじめの未然防止と子どもからの相談を促す必要がある。また、子どもたちが相談しやすいように、より使いやすい相談手段の検討を続けていく必要がある。
- (2) 委員の専門性を活かした助言・支援の充実、関係機関との連携
- ・早期の解決が困難であったり、重大化する恐れがあつたりする事案について、個別の相談対応のほか専門委員会と学校との共有ケースも活用し、引き続きいじめの解消や重大化防止を図っていく必要がある。
 - ・いじめの被害側だけでなく、いじめをしたとされる子どもが置かれた背景にも配慮したケアや支援などに引き続き取り組んでいく必要がある。また、生活支援や家庭支援が必要なケースでは、関係機関等と連携して対応していく必要がある。

令和4年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

◎基本方針

- ・委員会活動を通して、全ての子どもたちが、安心して過ごし、学べる学校及び地域社会となることに寄与する。
- ・「可児市子どものいじめの防止に関する条例」第13条及び「可児市いじめ防止基本方針」に基づき、通報・相談のあった事案や学校と共有する事案について一つひとつ丁寧に対応し、関係者による解決を支援していく。
- ・子どもを取り巻く全ての関係者・関係機関が、主体的にいじめの防止に取り組み、相互に連携できるよう、条例、基本方針及び委員会活動の趣旨についての広報・啓発に積極的に取り組む。

○委員会会議の開催

- ・定例会議は、年6回（原則奇数月第4木曜日）開催する。また、必要に応じて臨時の会議を開催する。

○委員による学校訪問等

- ・委員会と各小中学校の連携をより強化し、いじめ事案への対応を充実するため、希望する学校といじめ事案の共有を進める。当該事案を担当する委員が学校を訪問して助言したり、委員会の助言等を事務局が訪問して報告したりするなど、状況に即した柔軟な訪問体制とする。

○通報・相談への取組

- ・パンフレット・チラシやポスター等を活用して委員会への相談方法などを周知し、特に子どもからの相談を促進する。また、新たな相談手段の事例収集等を行う。
- ・通報・相談を受けたケース及び事案を共有したケースに担当委員を決めて事務局との連絡調整を密にし、委員会の専門機能を迅速な相談対応に活かす。また、状況に応じて、委員による相談者への直接の面接相談の機会を設けていく。
- ・いじめたとされる子どものケア及びその保護者の対応について、学校の取組を支援し、学校が対応に困難さを感じている事案については、事案を共有することや個別ケース会議に参加するなど積極的に助言していく。
- ・子育て健康づくりに関わることども健康部の各相談窓口と日常的に連携し、その知見を統合して支援に取り組む。
- ・相談の中で複数の機関と関わりを持つべき事案については、「いじめ問題対策連絡協議会」を活用し、情報共有するとともに援助方針を立て、具体的な援助活動を行う。
- ・いじめ事案に適切に対処できるように、対応の手順やポイントを点検し、改善していく。

○広報・啓発の取り組み

- ・小中学校、PTA、家庭教育学級、青少年育成団体及びいじめ防止協力事業所等との連携の強化を図る。
- ・いじめ防止パンフレットやチラシ（小・中学生用）に委員からのメッセージを記載し、いじめ防止を子どもたちへ呼びかけるほか、改訂した保護者向けパンフレットを配付する（3年に1回）。また、各広報媒体を活用して、効果的な広報活動を行う。

可児市いじめ防止専門委員会 委員寄稿

橋本 治 委員長 P.9

「可児市いじめ防止専門委員会」の活動を振り返って
—「いじめと発達の課題」について（弥富市・福井市の事案）を考察して—

水野 香代 副委員長 P.10

十年の活動を振り返って

掛布 真代 委員 P.11

大人のハラスメント

梶井 悟 委員 P.12

「いじめ」と「児童虐待」の重なりについて

「可児市いじめ防止専門委員会」の活動を振り返って —「いじめと発達の課題」について(弥富市・福井市の事案)を考察して—

委員長 橋本 治

1. はじめに

本年度の活動を振り返ってみると「いじめ」の事例に「発達の課題」が関わっているケースがかなり多い。そこで今回は、日本のいじめと発達障がいの関連を概観した上で、「弥富市・福井市の事案」を通して考察したい。

2. 日本のいじめと発達障がいの関連

図1 いじめの認知件数 学年別



図2 C県の発達障害及びその疑いの子

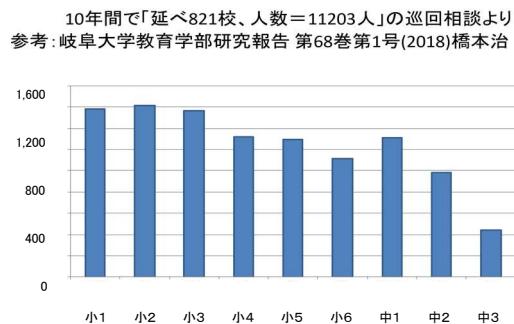


図1と図2を比較して明らかのように、「いじめ」の事例に「発達の課題」が関わっているケースがかなり多いことは事実である。

3. 弥富市の事案

2022年3月24日の新聞に「弥富・中3刺殺少年院送致、発達の特性（自閉スペクトラム症）ケアを重視」と載った。筆者は、いくつかの教育委員会に聴かれて答えた中に以下のことがある。警察の「動機はいまだはっきりしていない」2021.12.1 時点⇒次のプレゼンは、6年前の名古屋市の自死の時に橋本が受けた取材です

(朝日新聞)。「部活で弱いなどと言われもう耐えられない」という遺書ですが、後の第三者委員会でも大きな動機は見つかっていません。

名古屋市の中1自殺

2015.11.3.朝日新聞(橋本)

自殺した生徒は、遺書に「部活で『弱いな』と言われ、もう耐えられない」と記していた。30年間教師経験がある岐阜大学大学院の橋本教授は、「『下手』と言われても笑い飛ばせる子もいれば気にする子もいる。ささいに見えても本人は深刻に悩んでいることもある」と話す。

2016.9.2.「第三者委員会報告」

今回二通り考えられます(2021.12.1 時点)。

- ① 本当はもっと大きな動機があるが、まだ分かっていない。
- ② 今出ている動機で事件に及んだ。
後者の場合、名古屋市の生徒のように自己肯定感が低かったり(Q-U検査で要支援群にいた)、特性がある生徒ということも考えられますが、今は不明です。

4. 福井市の事案

2022年3月26日の新聞に「福井の中2自殺和解」と載った。⇒筆者のプレゼン

福井県の中2自殺(学校で)

2017.11.24.東京新聞(橋本)

- ・2017年3月宿題ができず自殺
- ・2017年10月第三者委員会が報告(10月15日)
⇒「宿題ができないことに対する担任からの叱責を悩み自殺」
- ・ご遺族「教師のいじめ」
- ・発達障害の疑いという報道
⇒(10月17日)福井県内の小中高特計304校の校長・生徒指導主事、自治体の教育委員会が「発達障害の子どもへの配慮に関する大学教授の講義」を受けた、と報道

5. 橋本の結論(東京新聞より)

子どもの性格をよく把握し、一人一人の心身の状況に合った教育や接し方が求められる。

十年の活動を振り返って

副委員長 水野 香代

1. はじめに

平成24年度に可児市いじめ防止専門委員会が設置されてから、令和3年度で10年となった。私も委員を拝命して10年になる。

また、令和3年度には、多治見市子どもの権利擁護委員として仕事をする機会をいただいた。ここでは、二つの委員の仕事を比較しながら、可児市いじめ防止専門委員会の強みと、今後の活動について考えてみたい。

2. 子どもの声を聞くこと

可児市も多治見市も、電話やメール、手紙や面接などの様々な方法で、子どもの声を直接聞いて相談に対応するシステムを作っている。多治見市は、令和2年12月からLINE相談を開始した。小学生にも浸透しているLINEは敷居が低く、子どもが気軽に相談しやすいという強みがある。一方で、LINEは匿名性が高いため、相談の入り口としては利用しやすいが、相談が継続しにくいといった限界もある。そのため、途中から電話や面接に切り替え、じっくりと子どもの声を聴き、解決に向けて一緒に考えていく展開が多かった。

様々な相談手段の良さは生かしつつ、子どもの意思を確認しながら丁寧に相談を進めていく姿勢は、どちらの市も大切にしていると感じた。

3. 声を上げにくい「いじめ」相談

令和3年度の多治見市子どもの権利相談室の相談件数のうち、いじめに関する相談は全体の1割未満であった。これは、いじめが少ないという訳ではなく、「いじめ」を主訴とする相談件数が少ない、と理解するのが適切だと思われる。

それはなぜかと考えると、子ども側の心情として、「心配をかけたくない」「大ごとにしたくない」「弱い子だと思われたくない」「責められたくない」等

の気持ちが働きやすいからだろう。

この背景を踏まえると、子どもからいじめの相談を受けた時は、どんなに小さい内容であっても、大人は「相談してくれてありがとう」と伝えることが大切である。相談に至るまでにどれだけの葛藤があったかを想像することが求められる。

子どもが「相談してよかった」と思える対応をすることが、大人の責任である。相談しやすい体制を整えることも同様である。

4. 学校との共有ケース

3で記したように、子どもがいじめに関して声を上げるのは実は難しい。相談室で待っているだけでは、いじめの早期発見や解決にはつながりにくい。

可児市の強みは、事務局が市内の小中学校を定期訪問している点である。設置当初からの取り組みであるが、各学校を年5回程度訪問している。学校にとっては、いじめ問題が重大になってから関わる存在ではなく、定期的にいじめについて情報交流や意見交換をしている存在、という点に意味がある。

令和2年度から「学校との共有ケース」の取り組みが始まった。事務局や委員が学校を訪問する中で、対応が必要な事案を協議して共有している。共有ケースが増えたことで、委員の存在を学校に知ってもらい、それぞれの専門性を活用してもらいやすくなったと感じている。

今後も委員として、積極的に学校に足を運び、共有ケースを増やすことで、未然防止を図って行きたいと考えている。

大人のハラスメント

委員 掛布 真代

◆いじめる子どもは、何もないところからいじめのやり方を自ら創造するわけではない。ほとんどあらゆるケースで、先行する「いじめ」のモデルがあり、子どもはそこから「いじめ」の方法や「いじめる理由」などを学習している。

ここでいういじめのモデルとは、子ども自身がいじめの被害者となった経験であったり、教室で見聞きした別の子どもの振る舞いであったり、あるいは、親や先生やスポーツ指導者など、子どもの周囲にいる大人の態度であったりする。テレビやインターネットで見聞きする他人や、キャラクター や、コメディアンの振る舞いであったりもするだろう。

そういうものを見聞きすることで、子どもは「いじめのやり方」や、「いじめをしてよい理由」などを学習する。

◆いじめ防止対策推進法は、「児童等は、いじめを行ってはならない」と定め、子どもに対しては明白にいじめを禁止している。しかし、法は子ども同士の関係だけを規律し、大人同士や、大人と子どもの関係には立ち入らない。

ところが前述のように、子どもは子ども同士だけでなく、大人の振る舞いからいじめのやりかたを学んでいる。介入が必要ないじめ事案では、加害者が「自分にはいじめをしてよい理由がある（相手が悪い、被害者や周囲が笑っているので許されている、など）」というようなシンキング・エラー（誤った考え方）を有していることが多い。そのシンキング・エラーは、周囲のモデルから学習され、定着したものである。

◆大人同士では「いじめ」という用語はあまり使われないが、パワーハラなどのハラスメントやDVは、ある面ではいじめの一種と考えることができる。

ハラスメントやDVの加害者は、自分の行動がハラスメントにあたることをわかつていないか、自

分がそうした行為をする「正当な理由がある」と考えていることが多い。まさにシンキング・エラーであり、子どものいじめで指摘されていることとまったく同じである。

◆教師がいじめを見て見ぬふりをした場合、子どもは、そのいじめは少なくとも目こぼしされるのだ、ということを学ぶ。担任教師が特定の子どもにあだ名をつけた場合、その子を「特別扱い」してもよいのだというメッセージとなる。

父親から母親に対するDVがある家庭では、子どもは、男尊女卑の価値観や、暴力や嫌がらせの手口を学習する。人が人を叩く場面で笑いが起こるテレビ番組は、暴力は面白い、同調して笑わなければならない、といった誤ったメッセージを発信する。多様な社会に対する不寛容、差別や偏見、暴力や体罰を容認すること、不公正な取り扱いといった大人の振る舞いのすべてが、子どもにいじめのモデルを提供する。

◆子どもの世界は大人の世界と一体で、これを隔てる壁のようなものがあるわけではない。学校で、家庭で、大人の振る舞いは常に子どもにモデルを提供し続けている。

一生懸命子どものいじめをなくそうとしても、大人の間でいじめやハラスメントがあり、子どもがそれをモデルにする限り、いじめの芽が摘まれたことはならない。職員室で上司が大声を出し、机を叩くパワーハラスメントが行われた場合、子どもはそこから暴力と支配のやりかたを学ぶのである。

◆真にいじめのない学校を作るためには、子どものいじめをなくすだけでなく、大人もまた、自分自身がいじめのモデルを提供していないかどうか、自分を省みて行動を変えていく必要がある。

「いじめ」と「児童虐待」の重なりについて

委員 梶井 悟

はじめに

いじめ防止専門委員会に上がってくるケースの中に、「いじめ」と「児童虐待」が重層しているケース、あるいは、「いじめ」の背景に「児童虐待」があるケースが時々あげられていた。

私は、児童虐待ケースに長年関わってきたことから、このようなケースにどうしても目が向く。そこで、「いじめ」と「児童虐待」がどのように重なりあっているのか、以下に例示しようと思う。

ネグレクト家庭の子どもがいじめの被害児に

ネグレクト家庭の子どもが、学校内で、いじめの対象になることが多い。このようなネグレクト家庭の子どもは、入浴せず、不衛生なまま、毎日同じ服を着て登校してくることが、ままある。そのような子どもが臭いといって、他の級友達が、この子を避け、時には、悪口を言ったり、攻撃したり、差別したりということが起こる。

級友達が、不潔で臭い子を避ける気持ちは、ある意味で普通でもっともと言える。しかし、学校側のいじめる子どもへの対応は、その級友の気持ちを理解しつつ、①不潔で臭くとも、その子をそのことによって攻撃し、避け、排除することは絶対許されないと諭し、その子も1人の人間として認め、対等に付き合うべき、同等の人間なのだと説諭する。②その一方、いじめにあった子が、そのような不潔な状態に置かれていることは、一種の人権侵害であることから、その改善への手立てを講じる必要がある。その手立ては、ネグレクトする保護者にその改善を説得し、清潔な服装となることを強く求めることになる。しかし、保護者側の様々な事情から、保護者が応じられない場合もけっこう多い。こうして、学校側の保護者指導では解決できず、限界となり、子相等他の関係機関と連携して、本家庭全体を対象に、様々な支援策を講じて、その支援策の波及の結果として、この子どもの権利を

守る対応に転化していくことになる。

このように、ネグレクト家庭の子どもは、「いじめ」と「児童虐待」が互いに深く関連する、二重の人権侵害を受けていると把握することができ、また、その改善への対応も、当然深く関連する「いじめ対応」と「児童虐待対応」との二重性を帯びた対応になる。

被虐待児童がいじめの加害児に

幼少期から児童虐待を受け続けた子どもは、十分な愛情に恵まれてこなかったことにより、自己肯定感が低く、人間不信を内に秘め、さらに、虐待する親をモデルとしてきたため、暴力等、力による解決を図ることが多い。

このような育ちを背景として、集団内において、攻撃的な行動に出やすく、特に集団内の弱者に対して、他の級友とともに、抑制のきかない、容赦のない攻撃を行うことが多い。

このような子どもに対しても、その子がやっていることはいじめだと断じ、弱者への攻撃等は許されないと強く諭し、禁じていく必要がある。並行して、いじめの被害児も1人の人間として認め、対等に付き合うべき、同等の人間なのだと説諭する必要がある。ただし、このような学校内でのいじめ対応だけでは、改善、解決できないケースもある。

そのような場合には、子相等、他の関係機関との連携により、児童虐待を背景とする性格行動相談ケースとして、前述のケース対応同様、本家庭全体への様々な支援をベースにした働きかけを行うことになる。

最後に

いじめケースの中には、このように、児童虐待と絡めた対応が必要になる場合もあることを認識して、いじめ対応を行う必要がある。